

第15回民間利活用作業班での検討課題に対する 主なご意見について

第15回民間利活用作業班での検討課題に対する主なご意見について

- 第15回民間利活用作業班では、以下のように各議題への事務局資料に示す対応内容について了解を得た。

課題①：「民間PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の改定案について

■ 改定案及び方針等については、概ね事務局資料の内容での了解を得た。

- 「本指針の対象者」における「直接的もしくは間接的に健診等情報～」の間接的の内容を明確にするのはどうか
→ Q&AのQ1-8に追記する

■ 今回の改定案には盛り込まず、今後の対応とした事項は、以下のとおり。

- 「本指針の対象とする情報の定義」における「健診等情報」の略称については、今後医療情報等が含まれてくることを踏まえて、見直す必要があるのではないか
- 「本指針の対象とする情報の定義」における健診等情報の具体例として、学校健診を加えることはどうか
- 「利用者の同意と撤回」に関し、消費者庁にて同意を撤回しにくいダークパターン事例が挙げられている。指針でもその内容を簡単に示すのはどうか

課題②：「民間PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針に関するQ&A」の改定案について

■ 改定案については、概ね事務局資料の内容での了解を得た。

- Q-1-4における「システム等」の「等」で想定する内容を示してもらいたい
→ 内容を確認の上、必要に応じてQ&Aに反映する

Appendix

第15回民間利活用作業班での主なご意見について < 1 / 3 >

カテゴリ	主なご意見	対応方針
議題①「民間PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の改定案について		
全体的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に本案で進めても良いと思うが、新規参入する事業者にも読みやすくするため、補助資料や、読み解く際の注意事項を追加することが望ましい。基本的指針を補完するガイドラインを民間団体で作成することになると思うので、その際は協力してほしい。 ● 医療機関としては、診療情報が健診等情報に含まれる点に違和感を持つ。健診等情報という中に診療情報が含まれていて、「なお、薬剤情報、検査情報も含む」となると、どこからが対象になるのか、医療機関側として分かりにくい。そもそも表題にある「PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の「健診等情報」という部分は、少なくとも次の改定に向けて、再考しなければいけない部分ではないか。 ● 本指針のタイトルとして、サービス事業者による診療情報や健康情報等、「健診等情報」ではない表記の方がよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間団体と連携して、今後の検討を進める。 ■ 今回の改定案には盛り込まず、今後の対応とする。
1.1 本指針の対象とする情報の定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診等情報の具体例として、学校健診を加えることはどうか。学校健診の心電図等は、今後価値が生まれると思う。 ● 「診療情報(なお、薬剤情報、検査情報も含む)」となっているが、「保健医療情報」、「医療情報」と記載されている箇所がある。診療情報という意図がなければ、表記を統一すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回の改定案には盛り込まず、今後の対応とする。 ■ 「診療情報(なお、薬剤情報、検査情報も含む)」は、今後の当該情報のマイナポータルAPI連携の可能性を踏まえ、担当省庁と協議の上、記載させていただいた。

第15回民間利活用作業班での主なご意見について < 2 / 3 >

カテゴリ	主なご意見	対応方針
議題①「民間PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の改定案について<続き>		
1.1 本指針の対象とする情報の定義<続き>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診等情報にライフログの情報を具体例として記載した方がPHRサービスの指針としては良いのではないか。 ● 具体例が3つのポツで書いてあり、その上で（※に）もう一回、健診等情報の具体例という文章の構造自体がおかしいのかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライフログについて、本指針では、原則「専ら個人が自ら日々計測するバイタルや健診等情報のみ」を取り扱う提供者は対象外となる。なお、「個人が専ら測定又は記録を行うものであって、医療機関等に提供する可能性のある情報」に該当する場合のライフログは本指針の対象となる。 ■ 1.1は、「健診等情報」を、要配慮個人情報且つ3つのポツの条件を満たす情報と定義しており、それらの具体例を※に記載している。
1.2 本指針の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 「直接的もしくは間接的に健診等情報～」には、他社のPHRサービスを利用して、健康関係のサービスを提供する事業者も含まれる理解でよい。「間接的に」を記載すると、読み手に対して対象が広いと認識される。「間接的に」に含まれない要素があれば、その旨も記載したほうがよい。 ● 第14回作業班 資料3 補足資料4の図などを示したうえで加筆すると、読み手もイメージが湧きやすく、伝わりやすい記載になる。 ● 「はじめに」の「PHRを取り扱うサービス提供者」が、後続で出てくる「PHRサービス提供者」よりも広い概念になっており、両者が揃っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「間接的に」の文言について、Q&A1-8に加筆を検討する。 ■ ご指摘を踏まえ、修正を検討する。

第15回民間利活用作業班での主なご意見について < 3 / 3 >

カテゴリ	主なご意見	対応方針
議題①「民間PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の改定案について<続き>		
2.1 安全管理措置 (2) 本指針に基づく遵守すべき事項 「例示」	<ul style="list-style-type: none"> ● 健診等情報の観点で考えると、個人情報保護より遵守事項が厳しいものになること自体は違和感ないが、リスクベースアプローチの考え方に基づけば、チェックリストは、記載されている手法に必ずしも限られず、同等の対策ができていることを判定できればいい。その上で、遵守すべき事項の意図を踏まえて例示が記載されていることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ チェックリストを第16回資料として、全体の仕上がりをご確認いただく。また、指針本体についても、あくまでも例示であることを明確にするような記載を検討する。
2.1 安全管理措置 (2) 本指針に基づく遵守すべき事項 ① c) 例示	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の同意と撤回に関し、消費者庁にて同意を撤回しにくいダークパターン7事例があげられており、次回の改定ではダークパターンの七つの事例等も含めて見直しを行ってほしい。 ● 日本では同意取得等に対する規制はまだ定まっていなため、ダークパターン等について配慮されることが望ましいなど、注釈などに少し付けておいてもいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回の改定案には盛り込まず、今後の対応とする。
議題②「民間PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針に関するQ&A」の改定案について		
Q-1-4	<ul style="list-style-type: none"> ● 「システム等を通じて」とあるが、「等」は具体的に何をイメージしているのか。具体的なものがなければ、「システムを通じて」としたほうがシンプルではないか。(石見委員) ● システムを通じて直接というときに限定してよいのか。「等」と書いてあると、どんどん拡大されないか 	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービスも想定して「システム等」としているが、「等」の要否については、確認の上、修正を検討する。
Q3-8	<ul style="list-style-type: none"> ● 文中に「個人情報の保護に関する法律（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律）」とあるが、令和3年改正個人情報保護法」でよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ご指摘を踏まえ、修正を検討する。